DAIKEN

第74回
定時株主総会
招集ご通知

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
これに伴い、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

Contents

- 第74回定時株主総会招集ご通知
  【添付書類】
- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告書

- 株主総会参考書類
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　定款一部変更の件
  - 第３号議案　取締役３名選任の件
  - 第４号議案　監査役１名選任の件
  - 第５号議案　補欠監査役２名選任の件

【日時】
2022年5月26日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前９時30分）
【場所】
大阪市淀川区西中島五丁目５番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ　2階　若竹の間

株式会社ダイケン
証券コード5900

証券コード5900
2022年5月10日

株　主　各　位

大阪市淀川区新高二丁目７番13号
株式会社ダイケン
代表取締役社長　藤　岡　洋　一

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、適切な感染措置を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月25日（水曜日）午後5時30分までにご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2022年5月26日（木曜日）午前10時（受付開始 午前９時30分）

2. 場　　所　　大阪市淀川区西中島五丁目５番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ　２階　若竹の間
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報告事項　第74期（2021年3月１日から2022年2月28日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役３名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　補欠監査役２名選任の件

4.　招集に当たっての決定事項

次頁「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daiken.ne.jp）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

＜株主様へのお願い＞

・株主総会にご出席されます株主様は、株主総会開催日時点での流行状況や政府・地方自治体の発表内容をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。
なお、当日は検温装置を設置し、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

＜当社の対応について＞

・株主総会会場において、当社役員及び運営スタッフもマスクを着用させていただく予定ですので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.daiken.ne.jp）においてお知らせいたします。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申しあげます。

1．議決権の行使方法について

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後5時30分到着

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年5月25日（水曜日）午後5時30分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年5月26日（木曜日）午前10時

2．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

⑴ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

⑵ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

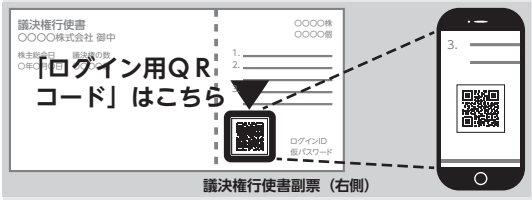
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、**2022年５月25日（水曜日）午後５時30分まで**に、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

ＱＲコードを読み取る方法

スマートフォンでＱＲコードを読み取っていただくことで、ログインＩＤ・パスワードの入力が不要になります。

1．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用ＱＲコード」を読み取ってください。



議決権行使書副票（右側）

2．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

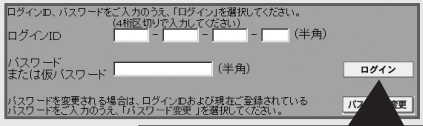
※上記方法での議決権行使は１回に限ります。２回目以降のログインの際は、右記の「ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
（https://evote.tr.mufg.jp/）

1．パソコンまたはスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

2．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3．「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。



入力後、「送信」をクリック

4．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

(1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。

(2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

(3) パソコン、スマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027 （通話料無料）　受付時間 午前9時~午後9時

【添付書類】

事　業　報　告

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、昨秋の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言全面解除から、徐々に回復傾向に転じ、持ち直しの兆しがみられました。しかしながら、年明けからのオミクロン変異株の感染拡大による経済活動の制限、資源価格の高騰など景気の下振れリスクが生じており、加えてウクライナ情勢などの地政学的リスクの高まりもあり、先行きは不透明感を増しております。

当社が属しております建築金物市場では、新設住宅着工戸数について全体としては持ち直しが見受けられましたが、分譲マンションの着工戸数は依然として厳しい推移となっております。また、企業収益の改善等を背景に設備投資についても持ち直しがみられました。一方で、主材料である金属材料は価格の上昇が続いており、石油などのエネルギー資源の高騰も相まって、コスト面での厳しい状況が続きました。また、コロナ禍の影響を受けて、工事が遅延するなど販売面においても影響を受けました。

当社におきましては、ＷＥＢ商談の活用を継続するとともに、対面での営業活動についても感染症対策を徹底したうえで、慎重に展開してまいりました。また、インターネット広告の活用等、アプローチの多様化とお客様への利便性を高めることに努めました。

コスト面では、製造工程や設計などの見直しなどによる原価改善に努めるとともに、一部製品に関しまして、価格改定に踏み切るなどの対応を実施いたしました。

建築関連製品事業では、エクステリア関連製品が、インターネットを介した販売拡大に努めるなど、積極的な受注獲得に取り組むことで、比較的堅調に推移いたしました。

一方で、アルミ製現場金物などが新型コロナウイルス感染症の影響による工事物件の延期や遅延により、販売が伸び悩みました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、海外への販売を伸ばせなかったことや工事物件の延期や遅延などの影響から前事業年度比2.4％減の9,864百万円となりました。利益面では、営業利益は前事業年度比10.6％減の374百万円、経常利益は前事業年度比10.8％減の389百万円となりました。当期純利益は前事業年度に比べ13.1％減の257百万円となり、自己資本利益率は前事業年度比0.3ポイント減の2.1％となりました。

品目別の売上状況については、次のとおりであります。

（単位：千円）

分　　類	金　　額	構成比	主 要 製 品 名
金　　物	3,367,333	34.1%	ハンガーレール、点検口
建　　材	1,951,884	19.8%	アルミ庇、金属製笠木、外装ルーバー
エ ク ス テ リ ア	2,676,924	27.1%	自転車置場、物置、ごみ収集庫
そ　の　他	1,706,622	17.3%	セキュリティ関連、ホームタンク
小　　計	9,702,765	98.4%	―――
不 動 産 事 業 収 入	162,104	1.6%	不動産賃貸
合　　計	9,864,870	100.0%	

（注）当事業年度より品目別の売上状況の分類を変更しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、118百万円であります。その主なものは、建築関連製品の生産用機械装置及び金型であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期におけるわが国経済につきましては、国内において、新型コロナウイルス感染症への対応を図りながら活動する「Withコロナ」の状況が続き、国際的にはウクライナ情勢などによる地政学的リスクの高まりなど、先行き不透明な状況で推移するものと予想されます。

当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症へ細心の注意を払いつつ、成長を続ける組織へと、また高収益体質の企業へと変革を進め、企業価値ひいては株主利益の拡大に努めてまいります。

建築関連製品事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、住宅ローン減税などの各種の経済政策は続くことから、新設住宅着工戸数などの需要に関して、弱含みであるものの、大きな影響はないと考えられます。

一方で、海外では、感染症の影響に加えて、ウクライナ情勢や海上運賃の高騰などもあり、先行き不透明な状況で推移すると思われます。また、原材料価格の高騰が続く中、エネルギー資源も高騰してきており、コスト面での厳しい状況が続くものと見込んでおります。

当社では、引き続き海外の外注先を含めたサプライチェーンの再構築を実施し、生産の最適化を図り、業務の標準化や生産工程の検討情報の共有化による生産性向上に取り組んでまいりますが、材料価格の事情等によっては、適切な価格改定の検討も進めてまいります。

また、営業部門、マーケティング部門とで連携し、お客様の求める製品開発と販売に注力するべく、製品のスクラップ＆ビルドを進め、コロナ禍による新たな市場への対応やダイケンブランドの海外知名度の拡大、製品の利用用途提案による新たな市場の開拓に取り組んでまいります。

不動産賃貸事業におきましては、引き続き老朽化への対応と入居者のニーズに対応する設備投資の実施が課題となります。

これらの課題に対しましては、所有物件周辺の単身者世帯のニーズを反映した効率的な改修、設備投資などの対応を進めるほか、企業や各種学校の寮としての需要獲得に努め、入居率の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分＼期別	第71期 (2019年２月期)	第72期 (2020年２月期)	第73期 (2021年２月期)	第74期（当期） (2022年２月期)
売上高	10,797,194	10,690,796	10,102,408	9,864,870
経常利益	269,562	421,223	436,422	389,181
当期純利益	176,605	282,247	296,156	257,445
１株当たり当期純利益	30円07銭	48円06銭	50円86銭	44円41銭
総資産	15,115,935	15,226,558	15,293,666	15,555,138
純資産	12,102,357	12,223,924	12,405,384	12,587,925

（注）１　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く。）に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
２　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第72期（2020年２月期）の期首から適用しており、第71期(2019年２月期)に係る総資産の額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、建築金物、外装用建材、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。さらに、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本　社　大阪市淀川区新高二丁目７番13号

支店・営業所

名称	所在地	名称	所在地
札幌支店	札幌市清田区	千葉営業所	千葉県佐倉市
東京支店	東京都墨田区	西関東営業所	東京都町田市
名古屋支店	愛知県一宮市	静岡営業所	静岡市駿河区
大阪支店	大阪市淀川区	岡山営業所	岡山市東区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	広島営業所	広島市中区
仙台営業所	仙台市宮城野区	福岡営業所	福岡市博多区
埼玉営業所	さいたま市北区		

工　場

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
室　蘭　工　場	北海道室蘭市	兵　庫　工　場	兵庫県加西市
成　田　工　場	千葉県富里市	岡　山　工　場	岡山市東区
千　葉　工　場	千葉県佐倉市	津　山　工　場	岡山県津山市
十　三　工　場	大阪市淀川区		

(13) 従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	255名	11名減	42.3歳	16年11月
女　　性	49名	1名増	41.4歳	13年07月
合計または平均	304名	10名減	42.2歳	16年05月

（注）　従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員（計50名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

2.　会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　21,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　5,970,480株（うち自己株式173,021株）

(3) 株　　主　　数　　1,042名（前期末比68名減）

(4) 大　　株　　主

株主名	持株数	持株比率
藤岡洋一	1,115,200株	19.2%
ダイケン取引先持株会	488,502株	8.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	343,900株	5.9%
藤岡秀一	276,385株	4.8%
株式会社りそな銀行	243,000株	4.2%
藤岡純一	237,000株	4.1%
押木信吉	202,350株	3.5%
株式会社三井住友銀行	185,000株	3.2%
ダイケン従業員持株会	160,011株	2.8%
桑井孝子	142,700株	2.5%

（注）　持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第２位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3.　会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年２月28日現在)

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤岡洋一	
取締役	田淵敦司	経理部長
取締役	北脇昭	総務部長
取締役	小野雅行	営業本部長
取締役	岡森正寛	製造本部長
取締役	白岩和哉	マーケティング本部長兼営業本部副本部長
取締役	有田真紀	公認会計士・税理士有田事務所所長 日本ＰＣサービス株式会社社外取締役 株式会社栗本鐵工所社外監査役
常勤監査役	小林勉	
監査役	森住曜二	森住曜二公認会計士事務所所長 株式会社グラッドキューブ社外取締役 元気寿司株式会社社外取締役 ローランド株式会社社外監査役
監査役	荒井憲一郎	荒井公認会計士事務所所長

(注) 1　当事業年度中の取締役及び監査役の異動
2021年５月28日開催の第73回定時株主総会において、新たに白岩和哉氏が取締役に選任され、就任いたしました。

2　取締役有田真紀氏は社外取締役であります。

3　監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は社外監査役であります。

4　取締役有田真紀氏、監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

5　常勤監査役小林勉氏は、株式会社りそな銀行に長年在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6　監査役森住曜二氏及び監査役荒井憲一郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（ご参考）　当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	担当地位
久　野　義　浩	執行役員　製造本部部長
中　野　　達	執行役員　貿易部長
早　野　善　裕	執行役員　製造本部部長
富　澤　直　之	執行役員　成田工場長
山　本　昌　史	執行役員　兵庫工場長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項及び定款第26条、第34条の規定により、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を実践できる人材の確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（月額）、業績連動報酬としての賞与、及び退職慰労金により構成しています。社外取締役

の報酬は、経営陣から独立した立場から経営の監督機能を担う役割であるため、固定報酬である基本報酬（月額）のみとしています。

(b) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月別の固定報酬（金銭報酬）とし、役位、職責、当社の業績や経営状況、過去の実績、使用人とのバランス等を総合的に勘案して決定しています。

(c) 業績連動報酬の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績目標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の当期純利益の達成度合いに基づき総合的に勘案のうえ決定し、賞与として毎年一定の時期に支給しています。

(d) 退職慰労金の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、株主総会の決議を経て、退任時に役位、功績及び在任年数により決定し支給しています。

(e) 基本報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社の経営環境・事業環境、職責及び業績連動報酬における目標達成の難易度等を考慮し、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう適切に決定しています。

(f) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

基本報酬及び業績連動報酬については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長藤岡洋一氏に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の評価を行うことに最も適していると判断したためであります。なお、その権限の内容は、各取締役への配分基準及び個人別支給額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	人 数	支 給 額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		
			基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金
取 締 役	7名	93,688	76,143	7,920	9,625
(うち社外取締役)	(1名)	(3,240)	(3,240)	—	—
監 査 役	3名	16,223	13,623	1,400	1,200
(うち社外監査役)	(2名)	(3,840)	(3,840)	—	—
計	10名	109,911	89,766	9,320	10,825

（注）1 1996年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず）は年額200,000千円、及び監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。なお、同決議時における役員の員数は、取締役10名、監査役2名であります。

2 支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した9,320千円（取締役7,920千円、監査役1,400千円）及び役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した10,825千円（取締役9,625千円、監査役1,200千円）が含まれております。

3 上記のほかに、次の支払いがあります。
使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額
56,551千円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	有　田　真　紀	当事業年度開催の取締役会には14回中13回に出席し、公認会計士及び税理士としての専門知識とガバナンスや企業経営に関する高い見識から、経営の意思決定等に積極的に意見を述べていただいており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	森　住　曜　二	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会には14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	荒 井 憲 一 郎	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会には14回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額20,000千円

(注) 1 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項及び定款第38条の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。

② 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。

③ 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役職員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。

また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任するものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとします。

当社は、子会社に関する業績状況、決算状況などの報告について、定期的・継続的に子会社の取締役または従業員から当社取締役会へ報告するものとします。なお、監査役は取締役会と連携し報告を共有するものとします。

当社の監査役は、監査役会において定めた監査役監査基準に従い、子会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとし、子会社の取締役または従業員から直接報告を受けることができるものとします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとします。

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

また、監査役に対し当該通報及び報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。

② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。

③ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担します。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め、基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関と連携し的確に対応します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

経営環境の変化に応じて、社内規程の制定並びに改定を行い、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう企業行動基準の周知活動を行うとともに、取締役会において内部統制監査に基づく報告を定期的に行っております。なお、取締役会は毎月１回開催しており、当事業年度におきまして14回開催されております。

社外監査役を含む監査役は、監査計画に基づいた監査の他、取締役会への出席や、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行い、取締役の職務執行の監査、内部統制の運用状況を確認しております。

（注） 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて、比率は単位未満端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,314,178**	**流動負債**	**2,742,447**
現金及び預金	4,922,991	支払手形	118,758
受取手形	477,481	電子記録債務	1,491,263
電子記録債権	1,727,347	買掛金	465,074
売掛金	1,663,526	未払金	129,704
商品	10,892	未払費用	131,306
製品	654,509	未払法人税等	127,380
原材料	462,351	賞与引当金	170,793
仕掛品	307,418	役員賞与引当金	9,320
貯蔵品	49,173	その他の流動負債	98,846
その他の流動資産	38,595	**固定負債**	**224,765**
貸倒引当金	△110	役員退職慰労引当金	114,275
固定資産	**5,240,960**	繰延税金負債	1,472
有形固定資産	**4,145,189**	その他の固定負債	109,018
建物	1,487,953	**負債合計**	**2,967,213**
構築物	26,664	**純資産の部**	
機械及び装置	461,037	**株主資本**	**12,335,677**
車両運搬具	13,720	**資本金**	**481,524**
工具器具備品	127,432	**資本剰余金**	**250,398**
土地	2,028,303	資本準備金	249,802
建設仮勘定	77	その他資本剰余金	596
無形固定資産	**105,434**	**利益剰余金**	**11,716,798**
ソフトウェア	103,452	利益準備金	120,381
電話加入権	1,696	その他利益剰余金	11,596,417
その他の無形固定資産	286	別途積立金	7,500,000
投資その他の資産	**990,335**	繰越利益剰余金	4,096,417
投資有価証券	692,366	**自己株式**	**△113,043**
関係会社株式	20,000	**評価・換算差額等**	**252,247**
保険積立金	224,613	**その他有価証券評価差額金**	**252,247**
その他の投資	93,249	**純資産合計**	**12,587,925**
貸倒引当金	△39,893	**負債及び純資産合計**	**15,555,138**
資産合計	**15,555,138**		

損 益 計 算 書

（2021年3月1日から
2022年2月28日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**9,864,870**
売上原価		**6,693,154**
売上総利益		**3,171,715**
販売費及び一般管理費		**2,797,231**
営業利益		**374,484**
営業外収益		**41,758**
受取利息及び配当金	23,836	
仕入割引	3,417	
受取地代家賃	4,188	
受取保険金	1,540	
その他の営業外収益	8,774	
営業外費用		**27,061**
支払利息	3	
売上割引	24,204	
その他の営業外費用	2,853	
経常利益		**389,181**
税引前当期純利益		**389,181**
法人税、住民税及び事業税		135,524
法人税等調整額		△3,788
当期純利益		**257,445**

株主資本等変動計算書

（2021年3月1日から2022年2月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益剰余金
2021年3月1日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	7,500,000	3,925,933
当期変動額							
剰余金の配当							△86,961
当期純利益							257,445
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	170,483
2022年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	7,500,000	4,096,417

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
2021年3月1日残高	11,546,314	△113,043	12,165,193	240,191	240,191	12,405,384
当期変動額						
剰余金の配当	△86,961		△86,961			△86,961
当期純利益	257,445		257,445			257,445
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				12,056	12,056	12,056
当期変動額合計	170,483	—	170,483	12,056	12,056	182,540
2022年2月28日残高	11,716,798	△113,043	12,335,677	252,247	252,247	12,587,925

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子 会 社 株 式　　移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの　　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　　15～50年

機械及び装置　　10年

② 無形固定資産　　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 成田工場の固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

成田工場の固定資産	1,236,657千円
減損損失	―

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業用資産について、工場や営業所等の各事業所をベースとしてグルーピングを行っております。減損損失の認識の判定は、「固定資産の減損に係る会計基準」に照らして、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較することによって行っております。

減損損失の認識の判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識いたします。

資産グループのうち、成田工場の資産グループに関しましては、２期連続で営業赤字となったことにより減損の兆候が生じていると判断しました。

固定資産の減損損失の認識の判定は、同資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っているため、固定資産の減損損失の計上は不要と判断いたしました。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、取締役会において承認された事業計画のキャッシュ・フロー及び外部専門家から入手した不動産鑑定評価額に基づき見積もった正味売却可能価額を基礎として算定しており、当該事業計画は、主要な仮定として、販売数量の需要予測、販売価格の動向、原材料の調達価格の動向、コスト削減策等を用いております。

なお、当該見積りは、当社が財務諸表作成時点で入手しうる情報により実施しておりますが、経済情勢の悪化などの当社予測と異なる状況が生じる場合には、減損損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　8,153,594千円

(2) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行６行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	3,050,000千円
借入実行残高	―
差引額	3,050,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,273千円
短期金銭債務	―

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	79,964千円
営業取引以外の取引による取引高	
業務管理手数料等	7,189千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	5,970,480株	―	―	5,970,480株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	173,021株	―	―	173,021株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年５月28日 定時株主総会	普通株式	86,961千円	15円00銭	2021年 ２月28日	2021年 ５月31日

(5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	86,961千円	15円00銭	2022年 2月28日	2022年 5月27日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	52,262千円
未払事業税等	11,457千円
役員退職慰労引当金	34,968千円
減損損失	27,251千円
その他	51,647千円
小計	177,587千円
評価性引当額	△70,845千円
合計	106,742千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△108,214千円
合計	△108,214千円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△1,472千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先与信限度規程に従い、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て債権・債務については、定期的に為替相場等を把握しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係るリスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末日における営業債権のうち23.5％が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時　　価 (千円)	差　　額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,922,991	4,922,991	—
(2) 受取手形	477,481	477,481	—
(3) 電子記録債権	1,727,347	1,727,347	—
(4) 売掛金	1,663,526	1,663,526	—
(5) 投資有価証券	683,778	683,778	—
資　産　計	9,475,125	9,475,125	—
(1) 支払手形	118,758	118,758	—
(2) 電子記録債務	1,491,263	1,491,263	—
(3) 買掛金	465,074	465,074	—
負　債　計	2,075,097	2,075,097	—

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権及び (4) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

その他投資有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理の対象となったものはありません。

	種類	取　得　原　価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差　　額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	299,010	665,486	366,476
	小計	299,010	665,486	366,476
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	24,305	18,291	△6,013
	小計	24,305	18,291	△6,013
合　　計		323,316	683,778	360,462

負　債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務及び (3) 買掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	8,587

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3)　金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
預金	4,920,740	—	—	—
受取手形	477,481	—	—	—
電子記録債権	1,727,347	—	—	—
売掛金	1,663,526	—	—	—

9.　賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション等（土地を含む）を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は88,658千円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末における時価（千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
583,253	△14,981	568,272	1,114,037

(注)　1　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2　主な変動

減少は、減価償却費14,981千円であります。

3　時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記
(1) 1株当たり純資産額 2,171円28銭
(2) 1株当たり当期純利益 44円41銭

12. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

13. その他の注記
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２２年4月２０日

株式会社ダイケン
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　井　上　正　彦
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　田　康　弘

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ダイケンの2021年３月１日から2022年２月28日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月20日

株式会社ダイケン 監査役会

常勤監査役　小　林　　勉　㊞

社外監査役　森　住　曜　二　㊞

社外監査役　荒　井　憲一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、長期に株式を保有していただく株主の皆様のご期待にお応えするため、業績に連動した配当を行うこととし、当期純利益（通期）の25％以上の配当性向を目標といたしております。

期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を勘案し、1株当たり15円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は86,961,885円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年５月27日

第２号議案　　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（2）変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（3）上記の新設に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
（新設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2.　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第15条～第42条（条文省略）	第16条～第43条（現行どおり）
（新設）	附則 1．定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続きについては従前の例による。 3．本附則は、2022年9月1日から６か月を経過した日をもってこれを削除する。

第３号議案　　取締役３名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役藤岡洋一氏、北脇　昭氏、岡森正寛氏の３名が任期満了となります。つきましては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴　地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	藤岡洋一（ふじおかよういち） （1964年７月６日生）	1992年１月　当社入社 1994年５月　当社取締役営業本部部長 1996年５月　当社常務取締役営業本部副本部長 1998年４月　当社常務取締役営業本部長 1998年５月　当社取締役副社長営業本部長 2007年５月　当社代表取締役社長（現任）	1,115,200株
2	北脇　昭（きたわき　あきら） （1959年５月26日生）	1982年３月　日本伝導精機株式会社（現株式会社日伝）入社 1987年２月　当社入社 1997年３月　当社総務部課長 2006年５月　当社執行役員総務部長 2012年５月　当社取締役総務部長（現任）	9,924株
3	岡森正寛（おかもりしょうかん） （1961年３月２日生）	1983年４月　当社入社 2001年８月　当社兵庫工場資材課課長代理 2011年３月　当社兵庫工場長 2012年３月　当社執行役員兵庫工場長 2018年９月　当社執行役員製造管理部部長兼兵庫工場長 2019年３月　当社執行役員製造管理部部長 2020年３月　当社執行役員製造管理部長 2020年５月　当社取締役製造管理部長 2021年３月　当社取締役製造本部長（現任）	8,945株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．所有する当社株式の数には、ダイケン役員持株会及びダイケン従業員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

3．当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする取締役の各候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

第４号議案　　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役森住曜二氏が任期満了となります。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略　　歴 地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
森住曜二（もりずみようじ） (1975年５月18日生)	1999年10月　太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2003年４月　公認会計士登録 2016年１月　森住曜二公認会計士事務所所長（現任） 2016年１月　株式会社グラッドキューブ社外取締役（現任） 2018年５月　当社社外監査役就任（現任） 2019年６月　元気寿司株式会社社外取締役（現任） 2020年３月　ローランド株式会社社外監査役（現任）	―

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．森住曜二氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、森住曜二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き、同氏を独立役員とする予定であります。

３．森住曜二氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって、４年となります。

４．森住曜二氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持、向上に貢献していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は社外役員以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役を適切に遂行していただけるものと考えております。

５．当社は森住曜二氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第34条の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏が、監査役に選任された場合、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

６．当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。同氏は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含

む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

第５号議案　　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、西尾富次氏は監査役小林勉氏の補欠として、髙橋一夫氏は社外監査役荒井憲一郎氏及び本総会第４号議案で承認され監査役に就任される予定の森住曜二氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	西尾富次（にしおとみじ） （1963年３月16日生）	1990年10月　当社入社 2005年３月　当社情報システム　課長代理 2014年３月　当社情報システム　課長 2020年３月　当社情報システム　次長 （現任）	―
2	髙橋一夫（たかはしかずお） （1953年４月３日生）	1972年４月　大阪国税局入局 2010年７月　東山税務署　署長 2012年７月　東淀川税務署　署長 2014年７月　髙橋一夫税理士事務所 所長 （現任）	―

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．上記の候補者のうち、髙橋一夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。

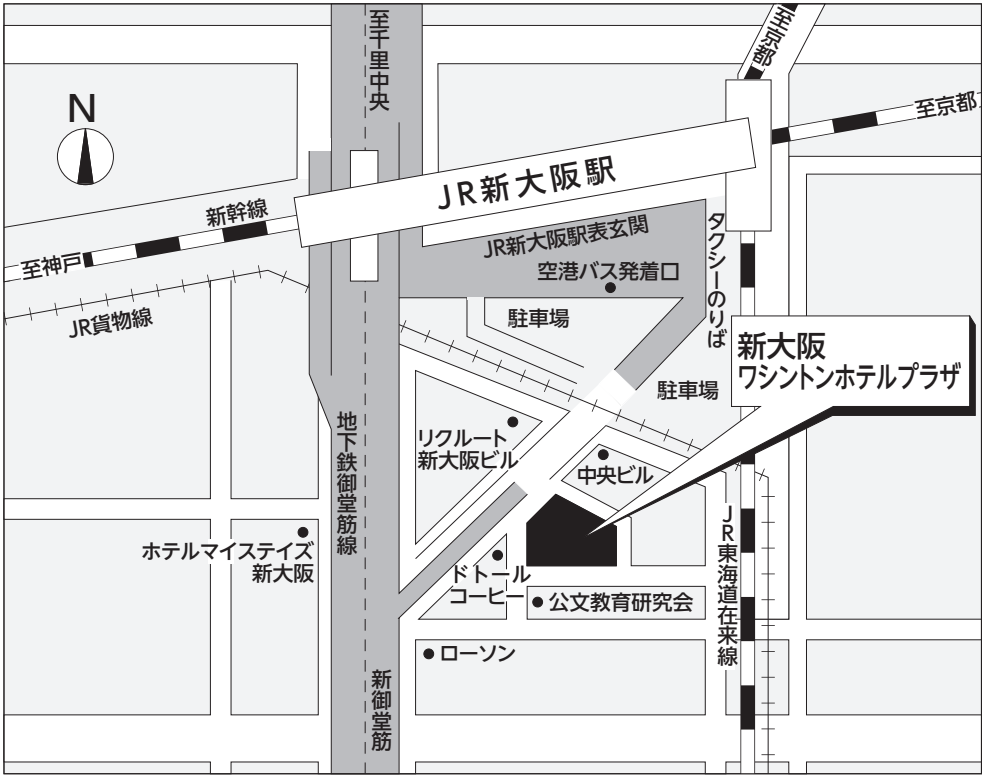
３．髙橋一夫氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、税務署長を歴任され、また税理士として税務及び会計に関し豊富な知見及び高い見識を有しております。当該役割を果たしていただくことにより、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。社外監査役に就任された場合は、かかる見識を当社監査体制の強化に活かしていただくことを期待しております。

4．髙橋一夫氏が原案どおり選任され、就任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、届出る予定であります。
5．補欠の社外監査役候補者が選任され、社外監査役に就任された場合には、会社法第427条第１項及び定款第34条の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
6．当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案でお諮りする補欠監査役の各候補者は、監査役に就任した場合に、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、保険料は特約部分も含めて全額会社の負担としております。

以　上

株主総会会場ご案内略図

場　所　大阪市淀川区西中島五丁目５番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ　２階　若竹の間



最寄の交通機関

● 徒歩　ＪＲ新大阪駅正面口から……徒歩約３分
地下鉄新大阪駅７番出口から……徒歩約３分

―― お願い ――

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い申しあげます。

・株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
・株主総会にご出席の株主様は、新型コロナウイルス感染症の流行状況や政府・地方自治体の発表内容をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申しあげます。

UD FONT by MORISAWA
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。